

緊急通報サービス（ヘルプネット）利用規約

本田技研工業株式会社

第1条（定義）

緊急通報サービス（ヘルプネット）利用規約（以下、「本規約」といいます。）において利用する用語の意義は次の各号に定めるとおりとします。

- （1）Honda：本田技研工業株式会社
- （2）緊急通報サービス：Honda Total Care 会員が対象車両の位置情報を活用して緊急事態発生時に関係機関に当該状況等を通報することを支援するために、Honda が当該会員に提供する「緊急通報サービス（ヘルプネット）」
- （3）原規約：Honda Total Care 会員向けの Honda 所定の「Honda Total Care 会員規約」
- （4）利用者：Honda 所定の方法によりセットアップ等（緊急通報サービス専用アプリケーションのダウンロード及びインストールが必要な通信機においては、当該専用アプリケーションのダウンロード及びインストール並びにアップグレード等を含みます。）を実施して、緊急通報サービスを利用する Honda Total Care 会員
- （5）対応カーナビ：緊急通報サービスの利用を可能とする Honda のインターナビ・プレミアムクラブサービス対応カーナビ
- （6）対象車両：対応カーナビを搭載し、かつ原規約に基づいて Honda に登録されている車両
- （7）通信機：緊急通報サービスの利用において、対象車両に接続して利用される、携帯電話機等の通信機器
- （8）利用電話サービス：通信機において、電気通信事業者との契約に基づき利用されている携帯電話等の電話サービス
- （9）通報：緊急事態発生時に対応カーナビから発せられる車両の位置情報等のデータ及び音声を含む通信を用いて行う、関係機関に対する、緊急事態の発生及び当該状況に係る連絡
- （10）システム開始操作：緊急通報サービスの利用を可能な状態とするため、利用者が対応カーナビ及び通信機において行う所定の操作
- （11）関係機関：警察、消防、医療機関、その他の緊急事態の対応にあたって連絡を行うことが相当と判断される機関
- （12）緊急事態：以下に該当する場合
 - 1）交通事故、急病その他の事由により対象車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - 2）対象車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - 3）交通事故等による物の損壊があった場合、又は火災が発生した場合

- (13) 自動発信：エアバッグの展開等と連動して、通報が対応カーナビから通信機を用いて自動的になされる発信
- (14) 手動発信：ボタンの押下等の手動の操作により、通報が対応カーナビから通信機を用いてなされる発信
- (15) 会員情報：原規約第12条に定める会員情報

第2条（緊急通報サービスの性質）

1. 利用者は、以下の事項を理解し、これに同意したうえで、緊急通報サービスを利用するものとします。
 - (1) 緊急通報サービスは、利用者が対象車両に乗車中に緊急事態が発生した場合、対応カーナビからの通報を、Hondaが、利用者の要請に基づき関係機関に接続することで、緊急通報を支援するものであること
 - (2) 前号の規定にかかわらず、対象車両からHondaが取得したエアバッグの展開、その他の情報等から緊急事態が発生している可能性があるとして判断される場合、Hondaは、利用者の要請によらずに関係機関に通報を接続する場合があること
 - (3) 緊急通報サービスにおいて、対応カーナビからの通報が関係機関に接続されるまで一定の時間を要すること
 - (4) 緊急通報サービスによる関係機関への通報の接続及びそれに基づく関係機関による救急救助等の措置が、関係機関において優先的に取り扱われるものでないこと
 - (5) 交通事故・火災等の発生時には、道路交通法及び消防法等の関連法令により、利用者に対して関係機関への通報・負傷者の救護等の措置が義務づけられている場合があること。緊急通報サービスは緊急通報の支援を目的とするものであるが、利用者が負う法的義務を免除するものではないため、緊急通報サービスを利用して通報を行った場合であっても、必ず利用者自身の責任において、別途、関係機関への通報を行うなど、状況に応じた適切な措置を講ずる必要があること
 - (6) 緊急通報サービスの利用によって関係機関に通報がなされた後、当該関係機関からHondaに対して通話の再接続の要請等が行われた場合、Hondaは利用者へ当該関係機関からの通話を接続する場合があること
 - (7) 緊急通報サービスの利用による緊急通報の結果（関係機関に対する通報完了の有無、関係機関による救急救助等の措置についての報告を含みます。）について、Hondaから利用者に対する報告は行われないこと

- (8) 緊急通報サービスは、利用者が対象車両に乗車中に緊急事態が発生した場合の緊急通報の支援を目的とするものであるが、その利用によって関係機関への適時かつ確実な通報を保証するものではなく、また、利用者又は第三者の生命、身体、財産等の安全を保証するものではないため、緊急通報サービスを利用して通報を行った場合であっても、必ず利用者自身の責任において、別途、関係機関への通報を行うなど、状況に応じた適切な措置を講ずる必要がある こと
- (9) 緊急通報サービスの提供エリアが、利用電話サービス及び全地球測位システム (GPS) が実際に利用可能な日本国内のエリアに限られること
- (10) 緊急通報サービスは、前号の提供エリア内にある対象車両において、緊急事態が発生した場合の通報支援を想定したシステムであって、対象車両が前号の提供エリア外 (屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部その他の電波が伝わりにくいところを含みます。) にある場合の通報支援を想定したものではないこと
- (11) 交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温、低温、高湿度等に起因して、対象車両 (車両積載のバッテリーを含みます。) 、対応カーナビ、通信機又はその他周辺機器等 (アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンズフリーその他これらに準ずる機器を含みますが、これらに限りません。) に損傷、故障、配線等の切断、若しくは電源の遮断等が発生し、これらが正常に作動しない場合には、緊急通報サービスを利用できない場合があること
- (12) 緊急通報サービスの稼働は、対応カーナビ及び利用電話サービスの電波状況に依存するため、緊急事態発生時のインフラ障害等 (利用電話サービスにおいて通話が著しく輻輳した場合、関係機関又は Honda への通報が一時に集中した場合等を含みます。) により緊急通報サービスを利用できない場合があること
- (13) 第 12 条に規定する情報の全部又は一部を Honda が取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤り若しくは誤差が含まれる場合には、緊急通報サービスを利用できない場合があること
- (14) 道路や建物等の地理的な条件や関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止され、その情報を Honda が認知していない場合には、緊急通報サービスを利用できない場合があること
- (15) 対象車両の自走によらない移動の直後 (フェリーからの降船直後等) 、長期間対象車両を使用していなかった直後等、対応カーナビに搭載されている全地球測位システム (GPS) 等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合には、緊急通報サービスを利用できない場合があること
- (16) 本規約の規定に基づき緊急通報サービスの提供の全部又は一部が停止、中止又は廃止された場合には、緊急通報サービスを利用できない場合があること

第3条（本規約）

1. 本規約は、Honda が提供する緊急通報サービスを利用者が利用するに際しての一切の行為に適用されます。
2. 本規約は、緊急通報サービスの利用条件を定めるものです。利用者は、緊急通報サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い緊急通報サービスを利用するものとします。
3. 利用者は、緊急通報サービスを利用できるユーザーが Honda Total Care 会員に限定されること及び当該会員でなくなった場合には緊急通報サービスが利用できなくなることに同意するものとします。
4. 利用者は、Honda が提供するインターナビ・プレミアムクラブサービスに緊急通報サービスの提供が含まれること及びインターナビ・プレミアムクラブサービスの利用中に緊急通報サービスの利用のみを取りやめることができないことに同意するものとします。
5. 本規約は原規約及びインターナビ・プレミアムクラブサービス規約の一部を構成するものとし、これらの規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合には、本規約の定めを優先して適用するものとします。

第4条（本規約の変更）

1. Honda は、利用者の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することができ、利用者はこれを承諾するものとします。この場合、変更に係る手続き及び効力発生時期は、原規約の変更の場合と同様とします。

第5条（緊急通報サービスの運営）

1. Honda は、緊急通報サービスのメンテナンスその他理由の如何を問わず、利用者に事前に通知することなく緊急通報サービスの全部又は一部について、内容又は提供の追加、変更、停止、中止又は廃止等を行うことができます。
2. Honda は、利用者に緊急通報サービスのアップデート又はバージョンアップ情報等を提供することができます。この場合、当該アップデート又はバージョンアップ情報等は緊急通報サービスの一部を構成するものとし、その利用についても本規約が当然に適用されます。
3. Honda は、前二項により利用者又は第三者が被った不利益又は損害（緊急通報サービスの利用機会の喪失、緊急通報サービスの利用上の不利益、その他の一切の不利益又は

損害を含みますがこれに限られません。以下、「損害等」といいます。)について、一切責任を負いません。

第6条 (免責)

1. 利用者は、本規約に規定された事項を十分に理解した上で、利用者自身の自己責任において、緊急通報サービスを利用するものとし、緊急通報サービスを利用したこと、又は、利用しなかったことに起因又は関連して、利用者又は第三者の生命、身体、財産に損害等が発生した場合であっても、Honda は、一切の責任を負いません。
2. 緊急通報サービスは、緊急通報サービスの利用時点における現状有姿にて利用者に提供されるものであり、Honda は、以下の事項について、一切の保証責任を負いません。
 - (1) 緊急通報サービス (緊急通報サービス専用のアプリケーション等を含みます。)の正確性、完全性、確実性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、信頼性及び無故障性等 (緊急通報サービスが正常に表示されない等、正常に利用できない症状を含みます。)
 - (2) 緊急通報サービスが利用者の必要性に適合していること
 - (3) 緊急通報サービスを提供するコンピュータシステムがウィルスに感染していないこと
3. 緊急通報サービスのシステムダウン、サーバーエラー、中断等により利用者のデータ等が失われた場合にも、Honda は、一切の責任を負いません。
4. Honda は、利用者が緊急通報サービス及び緊急通報サービス上のデータへの不正アクセスや不正改変等の行為を行うことによって利用者に生じる損害等に対して一切の責任を負いません。
5. Honda は、利用者が緊急通報サービスの対応カーナビのハードウェア又はソフトウェアに改変、改造、技術的修正等を施し、緊急通報サービスを正常に利用できないことにより被った損害等について一切の賠償責任を負わないものとし、かつ、緊急通報サービスの利用復帰等の一切の対応を行わないものとします。
6. Honda は、利用者が緊急通報サービスの利用上必要な情報を自ら紛失又は忘却したことにより被った損害等について一切の賠償責任を負わないものとし、かつ、緊急通報サービスの利用復帰等の一切の対応を行う義務を負わないものとします。また、緊急通報サービスで利用する対応カーナビについて、無断利用、紛失、盗難、故障その他の事由によって、緊急通報サービスの利用上必要な情報を喪失した場合も同様とします。
7. 第5条第2項の規定にかかわらず、Honda は、緊急通報サービスの不具合その他を補修する義務及び緊急通報サービスを改良又は改善する義務を負いません。

8. 利用者は、緊急通報サービスを利用する場合、その利用する地域において適用される法令・規制を遵守しなければならない、Honda は利用者の法令・規制の違反につき一切の責任を負いません。
9. Honda は、利用者が車両運転中や危険な場所等で緊急通報サービスを利用したことにより事故、事件等が発生し、利用者又は第三者に損害等が生じた場合にも、一切の責任を負いません。
10. 本規約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当し、かつ、Honda が債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、本規約のうち、Honda の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、Honda は、Honda に故意又は重過失がある場合を除いて、当該利用者が直接かつ現実に被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害等（損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については、一切の責任を負いません。

第7条（利用料金）

緊急通報サービスは、緊急通報機能を有する対応カーナビへの標準付帯サービスであり、緊急通報サービス利用の対価は無料とします。

第8条（緊急通報サービスの利用）

1. 利用者は、インターナビ・プレミアムクラブサービスの利用を開始するにあたり、速やかに対応カーナビにおいて、緊急通報サービスのシステム開始操作を行い、緊急通報サービスの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
2. 利用者は、通信機にスマートフォンを用いる場合には、緊急通報サービス専用の最新版のアプリケーションを当該通信機にインストールし、かつ、当該アプリケーションが利用可能な状態であることを確認するものとします。
3. 利用者は、前二項に定める確認が完了するまでは、緊急通報サービスを利用できないことを了承するものとします。
4. 利用者は、緊急通報サービスを利用するために必要な対応カーナビ、通信機その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。なお、Honda は、緊急通報サービスが全ての通信機及び利用電話サービスに対応することを保証するものではありません。
5. 利用者は、前項の対応カーナビ及び通信機が正常に作動し、緊急通報サービスの利用が可能である状態（利用電話サービスが利用できる状態を含みます。）を保持するものとします。

6. 利用者は、システム開始操作及び緊急通報サービスを利用するためには、別途、通話料及びパケット通信料等の通信費用が発生することがあることを了承して当該通信費用を自ら負担するとともに、自己の責任と費用により各携帯電話キャリアが定める定額サービスに申し込む等合理的な措置を講じるものとします。
7. 利用者は自己の対応カーナビ、通信機及び利用電話サービス等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
8. Honda は、前項の利用者の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
9. 利用者は、Honda Total Care 会員でなくなった場合は、速やかに緊急通報サービスに登録済みの情報を抹消するための措置を取るものとします。
10. 緊急通報サービスの提供は、日本語のみの対応とします。

第9条（位置情報利用サービス）

1. 本規約において、“位置情報利用サービス”とは、全地球測位システム（GPS）より受信した対応カーナビの位置情報を、緊急通報サービス上で利用できるサービスをいうものとします。
2. Honda は、当該位置情報の正確性等について、一切の責任を負わないものとします。
3. Honda は、利用者が位置情報利用サービスを利用することについて、一切の責任を負わないものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は、緊急通報サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）本規約又は原規約に違反する行為
- （2）他の利用者、第三者又は Honda の著作権等の知的財産権、プライバシー、財産権その他の権利若しくは利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- （3）他の利用者、第三者又は Honda に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為（虚偽の通報等を含みます。）
- （4）他の利用者、第三者又は Honda を誹謗中傷する行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- （5）公序良俗に反する行為、法令・条例に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為

- (6) 緊急通報サービスを利用した営業行為、営利目的行為又はその準備を目的とした行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、緊急通報サービスを通じて又は緊急通報サービスに関連して、利用又は提供する行為
- (8) 緊急通報サービスを提供するためのコンピュータに不正にアクセスする行為
- (9) 緊急通報サービスの一部の利用権を、Honda が定めた以外の方法で再許諾、譲渡又は処分する行為
- (10) 緊急通報サービスの利用権をもって、現金その他の財物、財産上の利益との交換取引をすること、若しくは交換取引をすること、又はその宣伝・告知・勧誘をする行為
- (11) 緊急通報サービスの運営を妨げ、又は緊急通報サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為
- (12) 緊急通報サービスの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の緊急通報サービスのソースコード、構造、アイデア等を解析する行為
- (13) Honda が提供する手段以外での緊急通報サービスの利用及び緊急通報サービス内のデータの改ざん又はデータを不正に作成すること
- (14) 緊急通報サービスを複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変、又は他のソフトウェアと結合等する行為
- (15) 緊急通報サービスに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊する行為
- (16) 緊急通報サービスの誤動作を誘引する行為
- (17) 対応カーナビの改造、技術的特性、偶発的事実その他の特別な事情を利用して、位置情報登録の際に現在地と異なる場所が表示される地点において、不相当に現在地と異なる場所を表示する操作を繰り返す行為
- (18) 貸与、譲渡、売買、質入等の方法により緊急通報サービスを第三者に不正に利用させる行為
- (19) 自分以外の人物を名乗り、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装い、又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽って緊急通報サービスを利用する行為
- (20) 同意の有無を問わず、他者のアカウントを利用する行為
- (21) 自動操作ツールの利用及び Honda が認めないプログラム、マクロその他のツールを利用し緊急通報サービスを利用すること
- (22) 緊急通報サービス及び Honda 発行物に記載された注意事項に違反する行為

- (23) 車両運転中や危険な場所等緊急通報サービスを操作することが不適切な場所において緊急通報サービスの利用のため対応カーナビ、通信機を操作し、又は、その画面を注視する行為
- (24) 政治的、宗教的行為又はこれに関連する行為
- (25) 異性・同姓を問わず、わいせつな行為、出会い等を目的として利用する行為
- (26) Honda 及び Honda の関係会社の従業員又はその他関係者になりすます行為
- (27) Honda からのサポートメール、私信を転載する行為
- (28) その他 Honda が不適切と判断する行為

第11条 (処分)

1. 利用者が本規約、原規約若しくは法令等に違反した場合又はその違反のおそれがある場合、Honda は、自己の判断と裁量により、利用者に対し、緊急通報サービスの利用の停止その他の必要な一切の措置をとることができ、それによって生じたいかなる損害等についても一切責任を負いません。
2. 利用者は、Honda が本規約に基づいて行った本規約又は法令等に違反する行為等への対処について、一切の異議を申し立てることはできないものとします。
3. 利用者は、本規約又は法令等に違反して Honda に損害を与えた場合は、Honda に対し、その損害を賠償する責任を負います。
4. Honda は、Honda Total Care の強制退会処分を受けた利用者について、緊急通報サービスを含む Honda のサービスを提供しないこと（サービス提供の拒絶、既に登録している他のサービスの強制退会処分を含みます。）ができるものとし、また、当該処分に必要となる範囲で個人情報等を保有及び保存する場合があります。
5. Honda は、本規約又は法令等に違反する行為により生じた結果について、一切の責任を負うものではありません。

第12条 (個人情報について)

1. 利用者は、Honda が緊急通報サービスの提供に際し、会員情報及び通報により Honda が取得した情報のうち、以下の情報を関係機関へ伝達することに同意し、これに協力するものとします。
 - (1) 緊急事態に関する情報：緊急事態の内容等
 - (2) 利用者の属性に関する情報：利用者の氏名・名称、住所、電話番号等

- (3) 車両情報：通報発信時の位置、走行履歴、自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
 - (4) 発信種類：自動発信、手動発信の別
 - (5) その他：通報発信時刻、通信機に付与された電話番号等
2. Honda は、前項で規定する情報を含め、利用者からの通報に関して取得したデータや音声等について記録、録音等を行うことがあります。
 3. Honda は、前二項で規定する情報等を、緊急通報サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。
 4. 前項の定めに関わらず、Honda は、第1項で列举する情報について、官公庁、警察、消防、地方自治体などから交通安全対策等を目的に提供を要請された場合、利用者個人を識別することができない状態にしたうえで提供することがあります。
 5. Honda は、第1項に定める利用目的のため、Honda が緊急通報サービスの提供を委託している株式会社 日本緊急通報サービスに対し、会員情報を預託します。

第13条（知的財産権）

1. 緊急通報サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の一切の知的財産権及びこれらの登録を受ける権利（以下、「知的財産権」といいます。）は、Honda 又は Honda がライセンスを受けているライセンサーに帰属するものとします。
2. 利用者は、緊急通報サービスの利用により得られる一切の情報、画像等について、Honda 又は当該情報、画像等の権利者の許諾を得ずに、著作権法に定める個人の私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの全部又は一部の利用、転載、複製、配布、改変等を行うことはできません。
3. 緊急通報サービスの利用に際して利用者と第三者の間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、利用者は、自己の責任と費用において紛争を解決するものとし、Honda は一切の責任を負いません。

第14条（通知）

1. Honda から利用者への通知は、対応カーナビの画面上又は Honda Total Care のホームページ (<http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>) 上での掲示、メール、又は Honda が適当と認めるその他の方法により行なうものとし、利用者はこれに同意するものとします。

2. Honda から利用者への通知が前項の方法で行われた場合、利用者が閲覧したか否かを問わず、Honda が当該通知の内容を Honda Total Care のホームページ上に掲示した時点をもって、利用者への通知が完了したものとします。
3. 利用者は、会員情報の内容に変更が生じた場合は、Honda が定める手続きに従い、速やかに変更の届出を行うものとします。

第15条（本規約の有効性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約のその他の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約の規定の一部が、ある利用者との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。

第16条（準拠法及び管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法の適用を受け、かつ同法に従って解釈されるものとします。
2. Honda と利用者との間における緊急通報サービスに関するあらゆる紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則)本規約は2016年12月1日から発効します。

2016年12月1日 制定

2017年3月13日 一部改定